

フランチャイズ契約 の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日 平成 18年 8月 31日

改訂日 平成 28年 8月 31日

(社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員
株式会社 壺番屋

フランチャイズ契約のご案内

株式会社壱番屋

〒491-8601

愛知県一宮市三ツ井六丁目 12 番 23 号

TEL (0586) 76-7545

FAX (0586) 76-3770

HP URL www.ichibanya.co.jp

E-mail address honbufc@ichibanya.co.jp

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、「中小小売商業振興法」(以下小振法という)及び「中小小売商業振興法規則」(以下施行規則という)並びに「フランチャイズシステムに関する独占禁止法の考え方について」に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなく、できる限り多くの資料を見たり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内書に記載されていないことでも確認したいこと等があれば、御遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズチェーン全般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号 第2秋山ビル1F

TEL (03) 5777-8701

この案内は平成 18 年 8 月 31 日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通政策課に提出しているものです。

尚、本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。また、加盟に際して調査すべき資料については加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

「壺番屋チェーン」への加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステム加盟を御検討いただきまして誠にありがとうございます。
ます。

当社は壺番屋チェーンのフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、企業イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

当社のフランチャイズシステムとは各種登録商標と当社が独自に開発した調理法、品質基準、調理マニュアル、什器・備品及び機器、店舗運営手法、販売促進及びビジネス手法等によって構成され、今後も当社によって改良されていく総合的な店舗運営システムです。

チェーン運営で一番大切なことは、「安心感」です。お客様に繰り返し御利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ品質、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、壺番屋チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から「壺番屋」とは異なる独自の経営手法を重視され、当社のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、壺番屋フランチャイズへの加盟をお勧めできません。

壺番屋チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品開発等のシステム整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、各々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがチェーン店舗の経営成功の鍵なのです。

店舗の経営をされる加盟者の成功は、当社が成長していく源であります。従って、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心になります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

尚、現在当社は一般加盟の募集を行っておりません。当社独自の独立制度である「ブルームシステム」（社員のれん分け制度）からの独立者のみを加盟契約の対象としており、当社へ加盟をご希望される方は、一旦当社又は当社の加盟店に社員として入社して頂く必要があります。（ブルームシステムについての詳細は13ページに記載しております。）

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	項数	法(中小小売商業振興法)・規則	公正取引ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
「壱番屋チェーン」への加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 株式会社壱番屋とフランチャイズシステムについて	5		
1.当社の経営理念・企業行動憲章			
2.本部の概要	6	規則第10条第2号	
社名、所在地、資本金、設立、事業内容	6	規則第10条第5号	
他の事業、事業の開始、主要株主、主要取引銀行、従業員数、沿革、他	7	規則第10条第1号 規則第10条第3号	
3.役員一覧表・会社組織図	9	規則第10条第1号	
4.本社・拠点一覧表	10		
5.直近3事業年度の貸借対照表・損益計算書	11	規則第10条4号	
6.売上・出店状況(直近3事業年度 加盟店数)	11	規則第10条6号、11条6号イ	
7.加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟店の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟店の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟店の店舗数	11	規則第11条第6号ロ 規則第11条第6号ハ 規則第11条第6号ニ	
8.訴訟件数	12	規則第1条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	13		
1.契約の名称			
2.売上・収益予測についての説明	13		2-(2)-イ、2-(3)-①
3.加盟に際し加盟店が支払う金銭に関する事項 ①金銭の額②金銭の性質③支払い時期、支払い方法 ④当該金銭の返還の有無及び条件	13 14	法11条1号 規則11条1号イ～ホ	2-(2)-ア③
4.売上金等の送金義務の有無	15	規則第10条13号	3-(1)-イ-②
5.加盟店に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等における与信利率	15	規則第10条14号・15号	2-(2)-ア⑤
6.加盟店に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあっせんする商品の種類 ②商品等の供給条件③配送日・時間・回数に関する事項 ④仕入先の推奨制度⑤発注方法⑥売買代金の決済方法 ⑦返品⑧在庫管理等⑨販売方法⑩商品の販売価格 ⑪許認可を要する商品の販売について	15 16	法11条2号 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-イ-(3)

項 目	項数	法(中小小売商業振興法)・規則	公正取引ガイドライン
7.経営の指導に関する事項	16	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②
8.使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	17	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
9.契約期間、再契約および契約解除に関する事項	17	法11条5号、規則11条5号イ～ニ	2-(2)ア⑦
①契約期間②再契約の要件および手続き			2-(3)-ア-④
③契約解除の条件および手続き④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	17		3-(1)-イ④
⑤契約終了後の加盟店の義務	19		
10.加盟者が定期的に支払う金銭での事項	19	規則10条12号、11条7号イ～ニ	2-(2)-ア④
①ロイヤルティ			
②販売促進管理費			
11.店舗の営業時間・営業日・休業日に関する義務等	19	規則第10条第8号	
12.テリトリー権の有無	19	規則第10条第9号	2-(2)-ア⑥
13.競争禁止義務の有無	19	規則第10条第10号	3-(1)-ア
14.守秘義務の有無	19	規則第10条第11号	
	20		
15.店舗の構造と内外装の特別義務	20	規則第10条第16号	
16.契約違反をした時の違約金、その他、義務に関する事項等	20	規則第10条第17号	
17.事業活動上の損失補償の有無内容等	20		2-(2)-ア⑥
18.加盟店に課するその他の義務	20		
後記1、「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」	21		
説明確認書	22		

第I部 株式会社壺番屋とフランチャイズシステムについて

1、 当社の経営理念・企業行動憲章

壺番屋の企業マインドを形づくっているのは、「社是」「ミッション」「経営目的」の3つの要素です。

○ 社是 ニコニコ・キビキビ・ハキハキ

いつもニコニコ笑顔で、キビキビ働き、ハキハキこたえる。これを略した言葉が「ニコ・キビ・ハキ」です。単純明快な言葉ですが、いつも「ニコ・キビ・ハキ」で行動することは、それほど簡単ではありません。感謝の気持ち、前向きな意欲、最善をつくす努力。それらが、しっかり身につけていなければ、つねに相手の立場にたって考えられないばかりか、お客様に対しても爽やかなおもてなしができるはずもありません。ですから壺番屋は、「ニコ・キビ・ハキ」にこだわり続けます。

○ 壺番屋グループのミッション

経営を通じ人々に感動を与え続け、地域・社会に必要とされる存在となること

すべてのお客様に満足していただきたい、人々に喜んでいただきたい、感動を呼びたい。そう考える壺番屋では、多様なニーズに応えるメニュー・システムの開発はもちろんのこと、接客サービスの徹底、店舗近隣の清掃などをとことん実践し、決して妥協はしません。なぜなら、「感動」は“期待通り”では生まれぬから。期待されたレベルを超えて初めて生み出すことができます。私たちが至上課題としているのは、外食産業の本質である「ホスピタリティー」に磨きをかけること。安易に低価格路線へ走るのではなく、クオリティー、サービス、清潔さ、雰囲気、信頼を期待以上のレベルに上げることで、お客様ひいては社会にとっての価値を高めていきたいと考えます。

○ 経営目的

当社にかかわるすべての人々(株主様、お客様、加盟店様、お取引業者様、社員)と幸福感を共有すること

私たちは毎日様々な人とかかわりあいながら生きています。そのすべての人々に、つねに公明正大であると同時に、相手の立場にたって考えて行動し、満足していただけるよう努めてきました。これからも、私たちを取り巻く人々の喜びを自分の喜びと感じられる「人間力」を向上させ、ホスピタリティーを企業文化へと高めていきたいと考えます。イキイキ・ノビノビ・ワクワク働くことで、人々に感動や感激を呼び、それを一人ひとりが共感し共有できること、それが私たちのこころざしです。

壺番屋企業行動憲章

私達は、「経営を通じ人々に感動を与えつづけ、地域・社会に必要とされる存在となること」をミッションとし、「当社に関わる全ての人々と幸福感を共有すること」を経営目的として掲げております。私達は、それらを具現化するため、法令・社会規範を遵守することはもとより、当社に関わるステークホルダーとの建設的なコミュニケーションを積極的に行うとともに、企業としての行動規範を次のとおり定めます。

1. 社是（ニコニコ・キビキビ・ハキハキ）を実践し、お客様第一主義を貫きます。
2. 商品・サービスの提供にあたっては、安全性を優先するとともに、その内容を適正に表示します。

3. フランチャイズ加盟店様とは、同じチェーン店を営む者として理念を共有し、相互の信頼関係を重んじるとともに、Win-Winの関係を追求します。
4. あらゆる取引において公正・誠実を宗とし、不当な対応を排除します。
5. 企業情報を適時適切に開示し、透明性の高い経営を行う一方、社内情報管理に十分留意し、インサイダー取引やプライバシー情報の漏洩を防止します。
6. 当社の事業活動において生じる環境への負荷を極力軽減するよう、環境対策に積極的に取り組みます。
7. 当社の持てる機能を活かし、地域・社会への貢献活動に積極的に取り組みます。
8. 海外における事業活動においては、現地の文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行います。
9. 社員にとって安全で働きやすい労働環境を整備し、その能力開発を支援し、差別を排除した公正で適切な処遇を行い、誇りとやりがいの持てる職場づくりを追求します。
10. 以上の行動を通じて、社会に評価される企業ブランドの形成を推進し、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図り、株主様への利益還元を積極的に行います。

2、本部の概要

① 【会社概要】

社名	株式会社 杏番屋
本社	〒491-8601 住所 愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号 TEL 0586-76-7545 FAX 0586-76-3770 URL http://www.ichibanya.co.jp/
設立	昭和57年7月1日
事業の開始	昭和53年1月17日（第1号店西枇杷島店）
事業内容	カレー専門店等のフランチャイズ事業および直営店経営等
資本金	15億327万円
主要株主	ハウス食品グループ本社株式会社 有限会社 ベストライフ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） BNYML-NON TREATY ACCOUNT 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 株式会社 トーカン 浜島 俊哉
主要取引銀行	岐阜信用金庫 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行
従業員数	767名（正社員）（平成28年5月末）
所属団体	（社）日本フランチャイズチェーン協会 正会員 （社）日本フードサービス協会 正会員 全日本デリバリー業安全運転協議会 正会員

【沿革】

昭和53年	1月	第1号店「カレーハウスCoCo壱番屋」西枇杷島店オープン
昭和54年	11月	愛知県尾西市にチェーン本部・CK完成
昭和55年	4月	FC加盟店第1号店稲沢国府宮店オープン
昭和56年	1月	ブルームシステム(BS) 社員のれん分け制度発足
昭和57年	7月	FC本部として、愛知県尾西市に資本金1000万円(株)壱番屋設立
	10月	直営店部門として、壱番屋店舗運営(株)設立 製造部門として、壱番屋オリジナルフーズ(株)設立
昭和62年	6月	アンケートハガキ導入
昭和63年	12月	100店舗達成
平成元年	11月	HHTを導入、全店舗と本部がオンライン化
平成2年	1月	店舗設計・施行・管理を目的に、イエロー企画建築(株)設立
	8月	厨房機器販売を目的に、ベストワン(株)設立
平成3年	11月	広告代理店部門として、ファーストクリエイション(株)設立
	12月	本社を愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号へ竣工移転
平成4年	10月	200店舗達成
平成5年	10月	POSシステム全店で稼働、スマイルモーターズ(株)設立
平成6年	4月	店舗メンテナンスを目的に、トータルクリーンサービス(株)設立
	5月	全国47都道府県下へ出店達成
	6月	300店舗達成
	11月	海外1号店「ハワイカラカウア店」オープン 農林水産大臣賞受賞
平成7年	1月	新業態店舗「FSココイチ名駅西口店」オープン
	6月	CoCo壱番屋の一般加盟を打ち切る
平成8年	12月	グループ5社吸収合併、400店舗達成
平成9年	5月	愛知本社第4工場完成
	10月	佐賀工場完成
平成10年	1月	500店舗達成
平成11年	5月	600店舗達成
	8月	栃木工場完成
平成12年	2月	株式を店頭公開
平成13年	1月	700店舗達成
平成14年	5月	CoCo ICHI HAWAII, INC. の全株式を譲渡
	6月	800店舗達成 新業態カレーパン専門店「カレーパン屋ココイチ」オープン
平成15年	3月	新業態あんかけスパゲッティ専門店「パスタ・デ・ココ」オープン
	5月	新業態カレーうどん専門店「麺屋黄粉巻(めんやここいち)」オープン
	7月	全店舗禁煙実施
	11月	900店舗達成
12月	壱番屋チェーン店の国内全店舗の物流業務を(株)トーカンへ一括委託	
平成16年	3月	東京証券取引所第2部及び名古屋証券取引所第2部に株式上場
	9月	中国上海市に「カレーハウスCoCo壱番屋」上海中山公園店オープン
	12月	1000店舗達成
平成17年	5月	東京証券取引所第1部及び名古屋証券取引所第1部に株式上場
	9月	台湾台北市に「カレーハウスCoCo壱番屋」台北漢口店オープン
	10月	宅配ピザチェーン店「ナポリの窯」にフランチャイズ加盟し、岐阜県岐阜市に「ナポリの窯岐阜市橋店」オープン
平成18年	5月	全工場(愛知工場、栃木工場、佐賀工場)においてISO9001:2000認証取得
平成19年	2月	1100店舗達成
	4月	中国上海市セントラルキッチンを建設
平成20年	3月	韓国ソウル市に「カレーハウスCoCo壱番屋」江南店オープン
	7月	新業態お粥専門店「粥茶寮kassai」栄ガスビル店オープン
	8月	タイバンコク市に「カレーハウスCoCo壱番屋」エスプラナードラチャダー店オープン
平成21年	4月	1200店舗達成
	10月	米国子会社ICHIBANYA USA, INC. を設立し出資
	11月	香港子会社 壱番屋香港有限公司を設立し出資
平成22年	3月	新業態 ハンバーグ専門店「にっくい亭」江南赤童子店 オープン
	6月	香港に「カレーハウスCoCo壱番屋」クロコマイルセンター店 オープン
平成23年	2月	米国カリフォルニア州に「カレーハウスCoCo壱番屋」Palm Plaza Torrance店オープン
	4月	新業態ひつまぶし専門店「うなぎ屋壱番」稲沢下津店 オープン
	9月	シンガポールに「カレーハウスCoCo壱番屋」1313@somerset店オープン
平成24年	2月	1300店舗達成
平成25年	12月	インドネシア1号店となる「カレーハウスCoCo壱番屋」Grand Indonesiaをオープン(ジャカルタ市)

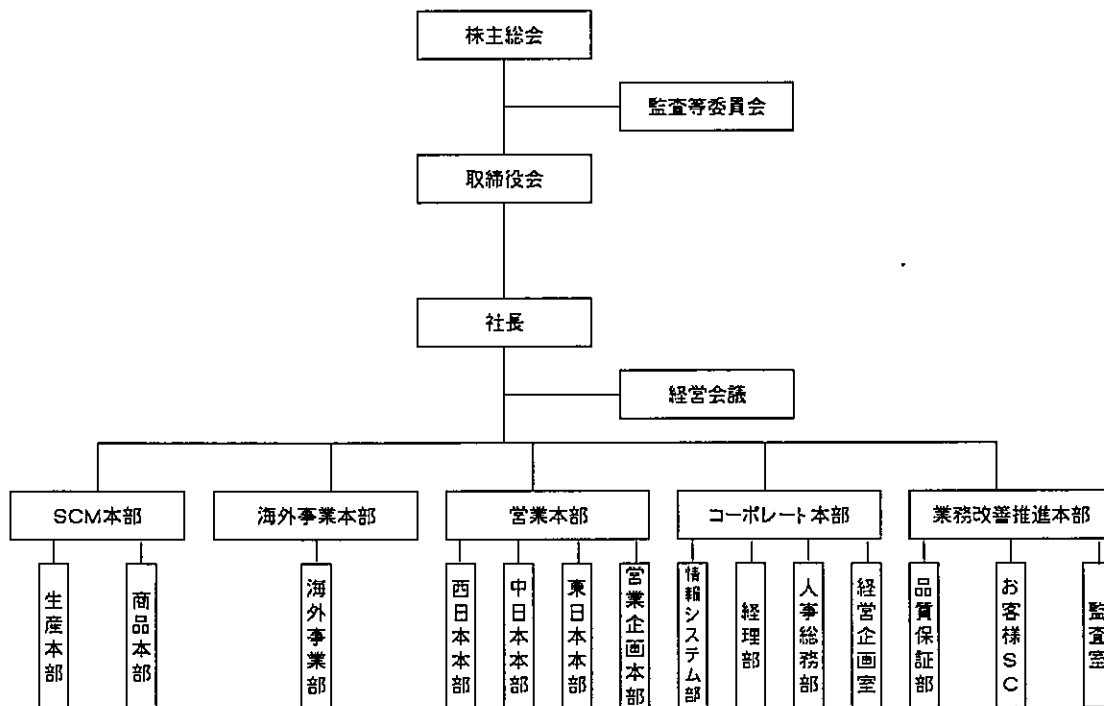
平成26年	9月	栃木工場にてレトルト製造ライン本稼働開始
	10月	1,400店舗達成(北京楓藍国際店オープン[中国])
平成27年	1月	三重県三重郡菟野町にて生鮮野菜の自社栽培開始
平成27年	2月	マレーシア1号店となる「カレーハウスCoCo壱番屋」1 Utama店をオープン(プタリン・ジャヤ市)
平成27年	3月	フィリピン1号店となる「カレーハウスCoCo壱番屋」Estancia店をオープン(パシッグ市)
平成27年	5月	ミラノ国際博覧会日本館フードコートに出店
	6月	5段階の選べる「甘さ」導入
	12月	ハウス食品グループ本社株式会社による株式公開買付け成立により同社の連結子会社となる
平成28年	5月	グループ全店にクレジットカードマルチ決済端末を導入
	6月	株式の分割を実施。1株につき2株の割合をもって分割

3、役員一覧

平成28年8月26日現在

代表取締役社長	浜島 俊哉
専務取締役	河合 尚也
常務取締役	細野 修二
常務取締役	阪口 裕司
常務取締役	葛原 守
取締役	宮崎 龍夫
取締役	杉原 一繁
取締役	石黒 敬治
取締役	安達 史郎
取締役 (非常勤)	大澤 善行
監査等委員 取締役	山口 正弘
監査等委員 取締役	内藤 充
監査等委員 取締役	織田 幸二
監査等委員 取締役	春馬 葉子

株式会社 壱番屋 組織図



4、本社拠点一覧表

営業所名	住 所	TEL	FAX
北海道（営）	〒004-0031 北海道札幌市厚別区上野幌一条2丁目5番5号	011-896-4081	011-896-4083
宮城（営）	〒981-1226 宮城県名取市植松字入生378-1	022-381-0215	022-381-0216
埼玉（営）	〒349-0219 埼玉県白岡市白岡東11-9	0480-93-1221	0480-93-1206
東京（営）	〒195-0053 東京都町田市能ヶ谷七丁目2番12号	042-735-5331	042-735-5565
愛知（営）	本社と同じ	0586-81-0769	0586-76-4789
石川（営）	〒920-0811 石川県金沢市小坂町北179-2	076-253-2881	076-253-9211
大阪（営）	〒572-0074 大阪府寝屋川市池田中町32-15	072-830-3550	072-830-3560
岡山（営）	〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野323-113	086-246-1186	086-246-1286
佐賀（営）	〒841-0201 佐賀県三養基郡基山町大字小倉308-1	0942-92-0888	0942-92-8313
栃木工場	〒329-1579 栃木県矢板市こぶし台2-2	0287-48-3335	0287-48-4881
愛知工場	本社と同じ	0586-81-0799	0586-81-0783
佐賀工場	佐賀（営）と同じ	0942-92-1330	0942-92-8313

5、直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

別紙添付資料のとおり

6、売上・出店状況：加盟店・直営店別

(1) 全店売上高推移表

年度売上高（百万円）

年	加盟店	直営店	合計
平成26年5月	61,369	12,987	74,356
平成27年5月	65,466	12,907	78,373
平成28年5月	69,587	12,930	72,517

(2) 店舗数推移表

年	加盟店	直営店	合計
平成26年5月	1,006	223	1,229
平成27年5月	1,037	183	1,220
平成28年5月	1,075	207	1,282

7、加盟店の店舗に関する事項

直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数

年	新規に営業を開始したフランチャイジーの店舗数
平成26年5月	64
平成27年5月	79
平成28年5月	63

※店舗譲渡により新規に営業を開始した店舗を含む。

直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟店の店舗数

年	契約を途中で解約した店舗数
平成26年5月	15
平成27年5月	30
平成28年5月	4

直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟店の店舗数

及び更新されなかった契約に係る加盟店の店舗数

年	更新された フランチャイジーの店舗数	更新されなかった フランチャイジーの店舗数
平成26年5月	897	0
平成27年5月	995	0
平成28年5月	984	0

8、訴訟件数

直近 5 事業年度の各事業年度内にフランチャイジー又はフランチャイジーであった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	フランチャイジー又はフランチャイジーであった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
平成 24 年 5 月	0	0
平成 25 年 5 月	1	0
平成 26 年 5 月	0	0
平成 27 年 5 月	0	0
平成 28 年 5 月	0	0

※すべて各年の 5 月末数字

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1、契約の名称等

壹番屋フランチャイズチェーン加盟契約書

※加盟契約締結の条件 ブルームシステム（社員のれん分け制度）について

- ①一般加盟の加盟店は募集していない。当社独自のブルームシステム（社員のれん分け制度）からの独立資格者だけを加盟店オーナー対象者として募集している。
- ②ブルームシステムによって独立するためには、当社又は当社の加盟店の社員になることが前提条件となる。
- ③入社後、加盟店経営者としての能力を身に付け、当社が独立を承認することが加盟契約締結の条件となる。（下記ブルームシステム概要参照）

○ブルームシステム（社員のれん分け制度）の概要

段階	内容	期間	心構えと研修の内容
STEP1	入社・見習	入社2・3か月	「独立の意欲・意思」見極め
STEP2	店長補佐	入社5・6か月	ニコ・キビ・ハキ。調理・接客技術の習得。
STEP3	店長見習～ 店長	7か月～	店長としての資質の習得・店舗運営能力・人材育成能力の向上
STEP4	独立	平均5～6年	経営者としての資質の習得。店舗運営能力だけでなく総合的な能力向上。

2、売上・収支予測についての説明

収支予測は加盟希望者自身が行う。ただし、既存直営店舗を加盟店に譲渡する場合は、当該店舗の売上過去実績を開示する。

3、加盟に際しお支払いただく金銭に関する事項

（1）加盟金・加盟保証金

①金銭の額

店舗客席数に応じて下記表のとおり（加盟金は消費税別途）支払う。尚、契約期間中、店舗改装により席数が増えた場合には増席分を追加にて支払う。

○加盟金・加盟保証金の算出基準

客席数		1号店 (a=増加席数)	複数出店 (a=増加席数)	加盟保証金
イベント型店舗		10万	10万	100万
宅配専用店舗		—	50万	複数出店 加盟金と同額
通常 店舗	20席以下	20万	100万	
	21席以上30席以下	20万円+a×6千円	100万+a×3万円	
	31席以上50席以下	26万円+a×4千円	130万+a×2万円	
	51席以上80席以下	34万円+a×2千円	170万+a×1万円	
	81席以上	40万円+a×1千円	200万+a×5千円	

※イベント型店舗定義：通年営業でなく不定期に営業する店舗

②金銭の性質

加盟金・・・フランチャイズ権を獲得する権利金

加盟保証金・・・加盟契約に基づく当社との継続的取引のための保証金

③支払い時期・支払い方法

フランチャイズ加盟契約締結前までに、当社指定の銀行口座へ振り込み払い。

④当該金銭の返還の有無及び条件

加盟金は如何なる場合でも返金しない。保証金は、フランチャイズ契約が終了し債権債務を清算した後、残金を返金する。

(2) 店舗設備等の購入代金及び店舗賃貸借契約にかかる費用(敷金・保証金含む)

①金銭の額(金額は店舗毎に異なる。店舗賃貸借契約にかかる敷金・保証金等・その他の費用含む)

- 既存直営店をフランチャイズに譲渡する場合は、当社算出基準に基づく譲渡代金。
- 当社が承認した既存フランチャイズ店の譲渡を受ける場合は、当社が算出した上限譲渡金以下の金額にて、当事者間で合意した譲渡代金。(金額は店舗毎に異なる。)
- 新店舗の開店時よりフランチャイズの営業を行う場合は、店舗内装外装工事、看板工事、厨房機器、什器備品等及び店舗賃貸借契約にかかる敷金・保証金等・その他の費用の代金。(金額は店舗毎に異なる。当社指定業者より直接購入する場合もあり。)
- チェーンの店舗ブランドイメージを統一するため、加盟店は本部の定める規格基準に基づく店舗の設計、外装、内装及び必要な付帯設備工事を本部または本部の指定する業者に発注、工事を行うものとする。

②金銭の性質

営業権(のれん代)を含む各資産の購入代金

③支払い時期・支払い方法

- 既存直営店を加盟店に譲渡する場合は、譲渡日前日までに当社指定の銀行口座に支

払う。

- b. 既存加盟店の譲渡を受ける場合は、当事者間で合意した時期・支払い方法により支払う。
- c. 新店舗の開店時より加盟店の営業を行う場合は、店舗内装外装工事、看板工事、厨房機器、什器備品等を開店日の翌月15日までに支払う。また、店舗賃貸借契約にかかる敷金・保証金等・その他の費用の代金はその店舗賃貸借契約に則った時期・方法により支払う。

④当該金銭の返還の有無及び条件

- a. 加盟契約終了時に、当該店舗を当社又は当社が承認した別の加盟店へ譲渡する場合の譲渡代金は、譲渡人が直接受け取る。
- b. 店舗の賃貸借契約に基づく賃貸人に預託した金員について、残額がある場合本部は返還または支払う。但し、賃貸人の破産等帰責事由なく本部に返還されない場合は賃貸人から返還されない金額を限度に本部は支払い義務を免れる。

4、売上金等の送金義務の有無（オープンアカウント制度）

オープンアカウントは実施していない。ただし、テナント等の出店形態にて店舗不動産契約先が売上金を管理している物件については、不動産契約先の指定する銀行口座（又は場所）へ入金する。

5、加盟店に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等における与信利率

加盟店に対する金銭の貸付は実施していない。ただし、加盟店が金融機関より借入を行う場合に、審査の上、加盟店の委託を受けて債務保証を行っている。加盟店は債務保証時に、当社が定めた債務保証料を支払う。

6、加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

①加盟店に販売又はあっせんする商品の種類

- ・店舗で販売される商品の主材料及び副資材
- ・什器備品、店舗設備、店舗看板他

②商品等の供給条件

納品場所は原則として店舗とする。

③配送日・時間・回数に関する事項

各エリア、配送ルート毎に異なる。おおむね発注日+1日～3日の納品、配送ルートは固定となっている。

④仕入先の推奨制度

生鮮野菜とビールを除く全ての使用材料等は当社又は当社が指定する業者から購入しなければならない。

⑤発注方法

店舗設置のPOSレジスターまたは当社が指定した方法に基づいて発注する。

⑥売買代金の決済方法

売買代金の支払いは、毎月末日締切りの翌月15日払いとする。

⑦返品

納品時に加盟店が異議なく受領した商品（食材等）については、原則として返品できない。

⑧在庫管理等

在庫管理は加盟店の責任において行う。

⑨販売方法

加盟店は当社の指定した方法に基づいて調理し、指定する方法に基づいて（販売価格含む）販売しなければならない。

⑩商品の販売価格

当社指定による地域別価格販売

⑪許認可を要する商品の販売について

加盟店は当社の指定する商品を販売しなければならず、理由の如何に拘らず当社の指定する商品以外の商品を販売してはならない。

7、経営の指導に関する事項

①加盟に際しての研修等の実施の有無

開店前に当社指定の研修を行なう場合がある。

②加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその回数

スーパーバイザーが加盟店の店舗へ定期的に訪問し、衛生品質管理、経営管理、商品加工技術、販売促進等店舗運営の全般にわたる指導・技術援助を行う。

a. 本部は加盟店の店舗運営が衛生品質管理、経営管理、商品加工技術、販売促進等の観点から不備があると認める場合、本部の定める基準に基づき、加盟店に対し警告（イ

エローカード)を行い、加盟店はこれに従う。

- b. 本部は加盟店の店舗運営が衛生品質管理、経営管理、商品加工技術、販売促進等の観点から著しい不備があると認める場合、本部の定める基準に基づき加盟店に対し一定期間の営業停止の措置(レッドカード)を行い、加盟店はこれに従う。

8、使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

①当該使用させる商標・商号その他の表示

加盟店は当社が定めた店舗名称・登録商標・ロゴマークを使用することができる。

②当該表示の使用についての条件

フランチャイズ契約書に記載された店舗において、当社の指定する方法により使用しなければならない。

9、契約期間、再契約及び契約解除に関する事項

①契約期間

契約期間は契約締結日から2年間。ただし、ブルームシステム(社員のれん分け制度)による一定の独立条件を満たさない場合、契約期間は契約締結日から1年間とすることができる。

②契約の更新の要件及び手続き

- a. 自動更新ではない。期間満了時に当社が更新審査を行い、当社が定める店舗運営基準を改善猶予期間内に満たさなければ契約は更新されない。
- b. 加盟店は予め当社の書面または電磁的方法による承諾を得ないかぎり、本契約に基づく一切の権利、義務又は契約上の地位を第三者に対し譲渡し又は担保として提供することはできない。又、加盟店は譲渡の権利を与えられるのではなく、加盟店は店舗を失うことにつき本部に対して一切補償を求めることはできない。

③契約解除の条件及び手続き

加盟店からの中途解約の申し出により契約を解除する。また、加盟店が以下の各号に該当する場合には契約違反として加盟店との加盟契約を解除する。

- (1) 支払停止又は支払不能になったとき。
- (2) 仮差押、仮処分、差押、滞納処分又は破産の申立てを受けたとき
- (3) 会社整理、会社更生、民事再生手続又は競売の申立てを受けたとき、又は自ら申し立てたとき
- (4) 当社に対する支払を、事前に当社の書面または電磁的方法による承諾を得ず、定められた期日までに行わなかったとき
- (5) 当社の推奨業者に対する支払又は店舗の賃料その他店舗の利用料の支払を、定めら

れた期日までに行わなかったとき

- (6) 法令違反の事実が発覚し又は、税金、社会保険料を滞納し、氏名公表・滞納処分を受け、当社及び壱番屋フランチャイズチェーンの名譽信用を毀損したとき
- (7) 合併、会社分割、営業譲渡により組織の実体に変更があり、加盟契約に基づく店舗の営業に支障をきたすおそれが生じたとき
- (8) 代表者又は役員を変更し、又は株主・出資者等の変更により加盟契約に基づく店舗の営業に支障をきたすおそれが生じたとき
- (9) 店舗を当社の書面または電磁的方法による承諾なく第三者に譲渡し又は店舗の経営委託・業務委託をしたとき
- (10) 当社の書面または電磁的方法による承諾なく加盟契約に基づく一切の権利又は店舗内の動産、店舗の賃貸借契約上の敷金・保証金・建設協力金返還請求権等の債権を第三者に譲渡し又は担保に供したとき
- (11) 加盟契約又は店舗の運営上必要な支払いをする能力に合理的な不安が生じたとき
- (12) 独占営業地域の遵守及びブランドの遵守義務に違反し、「壱番屋チェーン」のブランドイメージ、信用を著しく傷つけたとき
- (13) 当社の指示した営業方針や諸規定を守らず、甲が乙に対し文書または電磁的方法により違反の是正を求めても改めないとき
- (14) 当社が加盟契約の契約期間延長時に実施する更新審査にて示した更新条件を、期限内に充足しないとき
- (15) 店舗経営が、当社の要求する水準に達し得ないことが明白であり、かつ当社の改善の指導にも従わないとき
- (16) 業務専念義務、競業禁止義務、秘密保持義務、個人情報保護義務に違反したとき
- (17) 当社の承諾を得ることなく契約期間内に3日間以上休業したとき
- (18) 当社に提出する各種報告に関し、虚偽の報告をなしたとき
- (19) 当社より購入した原材料を当社の書面による承諾なく第三者に流用したとき
- (20) 当社の営業指導に従わず、当社の事業を妨げ、又は妨げようとし、当社の営業方針を批判するなど、「加盟資格」を欠くに至ったとき
- (21) 分派行動に類するような行為をするか又は計画をしたとき
- (22) 壱番屋フランチャイズチェーン店として恥ずべき行為があったとき
- (23) 当社又は壱番屋フランチャイズチェーンの名譽信用を毀損するような行為をしたとき
- (24) 当社との信頼関係を毀損するような行為をしたとき
- (25) その他、業務を継続することが不可能であることが明白になったとき
- (26) 本契約期間中に加盟店の株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化する場合には、加盟店は事前に本部の書面または電磁的方法による承諾を得なければならない。

④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法

⑤その他義務の内容等

契約解除によって生じる損害賠償の額及び算定方法による特約はない。ただし、加盟店から中途解約の申し出の場合は20万円の解約金、契約解除の場合は30万円の違約金を支払う。いずれの場合でも加盟金は返金しない。尚、フランチャイズ契約に違反した場合の違約金及び損害賠償については「16」に記載。

10、加盟店が定期的に支払う金銭に関する事項

(1) ロイヤルティ

なし。

(2) 販売促進管理費

①金銭の額又は算定方法

毎月の総売上高の0.3%

②金銭の性質

老番屋チェーン全体としての広告宣伝費の個店別負担金

③支払い時期

当該月の翌月15日

④支払い方法

当社指定の銀行口座への振込み払い

11、店舗の営業時間・営業日・休業日に関する義務等

原則、年中無休。ただし、商業施設等のテナントとして出店している場合は各商業施設等の休業に合わせて休業する。営業時間は加盟店との協議により決定する。

12、テリトリー権の有無

テリトリー制を採用している。テリトリー外での出店、宅配、出張販売はできない。また、将来テリトリーの近隣地区に新店舗を出店する場合は、新店舗とテリトリーが最も近い加盟店が新店舗の優先的交渉権を有する。

13、競業禁止義務の有無

契約期間中、及び契約終了後3年間は同種又は類似の事業を競合する事業を行うことができない。

14、守秘義務の有無

契約期間中であると契約終了後であるを問わず、当社の経営ノウハウ及び営業に関する一切の情報を秘匿する義務を負う。

15、店舗の構造と内外装についての特別義務

加盟店は当社基準に定める店舗内外装、設備、建物、デザインを使用する義務を負う。

16、契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

違約金制度はない。ただし、契約違反により当社に損害が発生する場合は、当社が被る損害を賠償しなければならない。

17、事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

補償制度はない。

18、加盟店に課するその他の義務

- ①店舗立地は当社の指導により決定する。
- ②当社の指定するPOSシステム等を使用すること。
- ③毎月財務諸表を作成すること。
- ④法人のオーナーは毎年財務諸表を提出すること。
- ⑤当社が定める保健衛生基準を達成すること。
- ⑥壱番屋フランチャイズチェーンの業務に専念すること。
- ⑦壱番屋加盟店共済会の会員となること。(会費月額 2,000円)
- ⑧店舗及び車両に当社が適当と認める金額・種類の損害保険を付保すること。

連結貸借対照表

平成26年5月31日

(単位:円)

連結損益計算書

(自平成25年6月1日 至平成26年5月31日)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	11,314,026,096	1 買掛金	2,232,679,369
2 売掛金	2,529,190,502	2 未払金	1,321,801,167
3 商品及び製品	484,868,030	3 未払法人税等	1,059,171,698
4 仕掛品	17,740,829	4 賞与引当金	262,936,881
5 原材料及び貯蔵品	198,900,289	5 資産除去債務	7,959,179
6 繰延税金資産	176,343,373	6 その他	677,758,753
7 その他	528,354,807	流動負債合計	5,562,307,047
貸倒引当金	△ 1,735,814	II 固定負債	
流動資産合計	15,245,688,112	1 リース債務	564,297,500
II 固定資産		2 退職給付に係る負債	648,608,412
1 有形固定資産		3 債務保証損失引当金	14,826,000
(1) 建物及び構築物	6,400,456,265	4 長期預り保証金	2,109,994,816
(2) 機械及び装置並びに運搬具	432,020,222	5 資産除去債務	450,291,190
(3) 土地	5,539,451,383	6 その他	107,754,247
(4) リース資産	811,140,776	固定負債合計	3,895,771,965
(5) その他	820,065,468	負債合計	9,458,079,012
有形固定資産合計	14,003,134,114	純資産の部	
2 無形固定資産		I 株主資本	
(1) ソフトウェア	209,777,936	1 資本金	1,503,270,000
(2) その他	52,126,718	2 資本剰余金	1,388,470,000
無形固定資産合計	261,904,654	3 利益剰余金	22,001,723,963
3 投資その他の資産		4 自己株式	△ 101,500
(1) 投資有価証券	2,015,010,000	株主資本合計	24,893,362,463
(2) 繰延税金資産	694,787,723	II その他包括利益累計額	
(3) 差入保証金	2,052,869,154	その他有価証券評価差額金	215,845,564
(4) その他	554,515,988	為替換算調整勘定	42,843,466
貸倒引当金	△ 106,324,145	退職給付に係る調整累計額	△ 35,774,440
投資その他の資産合計	5,210,858,720	その他包括利益累計額	222,914,590
固定資産合計	19,475,897,488	III 少数株主持分	147,229,535
資産合計	34,721,585,600	純資産合計	25,263,506,588
		負債純資産合計	34,721,585,600

科目	金額	
I 売上高		42,566,354,310
II 売上原価		22,212,486,597
売上総利益		20,353,867,713
III 販売費及び一般管理費		16,035,832,636
営業利益		4,318,035,077
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	42,725,290	
受取家賃	628,793,258	
その他	50,533,662	722,052,210
V 営業外費用		
支払利息	15,533,098	
貸貨費用	534,238,603	
その他	36,849,251	586,620,952
経常利益		4,453,466,335
VI 特別利益		
店舗売却益	130,677,137	
持分法変動利益	13,051,281	
その他	1,409,121	145,137,539
VII 特別損失		
固定資産除却損	21,761,041	
減損損失	312,354,909	
その他	32,170,938	366,286,888
税金等調整前当期純利益		4,232,316,986
法人税、住民税及び事業税	1,819,345,098	
法人税等調整額	30,602,448	1,849,947,546
少数株主損益調整前当期純利益		2,382,369,440
少数株主損失(△)		△ 6,063,489
当期純利益		2,388,432,929

連結貸借対照表

平成27年5月31日

(単位:円)

連結損益計算書

(自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	13,680,462,589	1 買掛金	2,200,451,837
2 売掛金	2,679,126,636	2 未払金	1,375,676,267
3 商品及び製品	628,361,945	3 未払法人税等	978,396,884
4 仕掛品	16,738,855	4 賞与引当金	305,730,445
5 原材料及び貯蔵品	203,715,012	5 資産除去債務	5,535,134
6 繰延税金資産	211,392,656	6 株主優待引当金	94,647,851
7 その他	604,348,231	7 その他	935,677,924
貸倒引当金	-	流動負債合計	5,896,116,342
流動資産合計	18,024,145,924	II 固定負債	
II 固定資産		1 リース債務	577,255,555
1 有形固定資産		2 退職給付に係る負債	464,165,784
(1) 建物及び構築物	6,067,959,238	3 債務保証損失引当金	8,650,000
(2) 機械及び装置及び運搬具	685,179,947	4 長期預り保証金	2,059,276,464
(3) 土地	5,499,489,384	5 資産除去債務	416,414,617
(4) リース資産	845,313,056	6 その他	108,437,291
(5) その他	580,743,202	固定負債合計	3,634,199,711
有形固定資産合計	13,678,684,827	負債合計	9,530,316,053
2 無形固定資産		純資産の部	
(1) ソフトウェア	190,563,765	I 株主資本	
(2) その他	92,475,678	1 資本金	1,503,270,000
無形固定資産合計	283,039,443	2 資本剰余金	1,388,470,000
3 投資その他の資産		3 利益剰余金	23,658,337,058
(1) 投資有価証券	2,269,320,000	4 自己株式	△ 101,500
(2) 繰延税金資産	448,584,831	株主資本合計	26,549,975,558
(3) 差入保証金	1,700,872,637	II その他包括利益累計額	
(4) その他	449,576,104	その他有価証券評価差額金	399,783,595
貸倒引当金	△ 42,470,634	為替換算調整勘定	124,235,158
投資その他の資産合計	4,825,862,938	退職給付に係る調整累計額	2,455,307
固定資産合計	18,787,607,208	その他包括利益累計額	526,474,060
資産合計	36,811,753,132	III 少数株主持分	204,987,461
		純資産合計	27,281,437,079
		負債純資産合計	36,811,753,132

科目		金額	
I 売上高			44,014,130,145
II 売上原価			23,337,930,132
売上総利益			20,676,200,013
III 販売費及び一般管理費			16,079,432,274
営業利益			4,596,767,739
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金	49,621,191		
受取家賃	671,954,387		
その他	82,727,702		804,303,280
V 営業外費用			
支払利息	12,093,207		
貸費費用	591,855,837		
その他	79,459,986		683,409,030
経常利益			4,717,661,989
VI 特別利益			
店舗売却益	235,389,392		
受取補償金	29,797,030		
その他	561,815		265,748,237
VII 特別損失			
固定資産除却損	48,664,884		
減損損失	363,544,912		
その他	22,549,630		434,759,426
税金等調整前当期純利益			4,548,650,800
法人税、住民税及び事業税	1,785,763,677		
法人税等調整額	50,360,359		1,836,124,036
少数株主損益調整前当期純利益			2,712,526,764
少数株主損失(△)			△ 13,905,047
当期純利益			2,726,431,811

連結貸借対照表

平成28年5月31日

(単位:円)

連結損益計算書

(自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	16,093,051,997	1 買掛金	2,209,681,225
2 売掛金	2,657,984,785	2 未払金	1,155,930,969
3 親会社株式	24,353,400	3 未払法人税等	1,068,102,159
4 商品及び製品	592,652,572	4 賞与引当金	322,998,850
5 仕掛品	26,275,191	5 資産除去債務	-
6 原材料及び貯蔵品	218,463,467	6 株主優待引当金	80,616,171
7 繰延税金資産	214,974,337	7 その他	583,678,621
8 その他	989,618,674	流動負債合計	5,421,007,995
貸倒引当金	-	II 固定負債	
流動資産合計	20,817,374,423	1 リース債務	537,511,433
		2 債務保証損失引当金	5,309,000
		3 退職給付に係る負債	545,592,250
II 固定資産		4 長期預り保証金	2,079,498,250
1 有形固定資産		5 資産除去債務	424,855,149
(1) 建物及び構築物	5,648,385,903	6 その他	104,268,063
(2) 機械及び装置及び運搬具	782,501,814	固定負債合計	3,697,034,145
(3) 土地	5,539,090,734	負債合計	9,118,042,140
(4) リース資産	740,203,902		
(5) その他	440,308,258	純資産の部	
有形固定資産合計	13,150,488,611	I 株主資本	
2 無形固定資産		1 資本金	1,503,270,000
(1) ソフトウェア	263,316,579	2 資本剰余金	1,388,470,000
(2) その他	46,224,220	3 利益剰余金	25,253,618,226
無形固定資産合計	309,540,799	4 自己株式	△ 239,300
3 投資その他の資産		株主資本合計	28,145,118,926
(1) 投資有価証券	782,480,000	II その他包括利益累計額	
(2) 繰延税金資産	591,167,074	その他有価証券評価差額金	126,117,415
(3) 差入保証金	1,600,176,400	為替換算調整勘定	66,600,427
(4) その他	363,887,694	退職給付に係る調整累計額	△ 24,885,197
貸倒引当金	△ 6,172,489	その他包括利益累計額	167,832,645
投資その他の資産合計	3,331,538,879	III 非支配株主持分	177,949,001
固定資産合計	16,791,568,289	純資産合計	28,490,900,572
資産合計	37,608,942,712	負債純資産合計	37,608,942,712

科目		金額	
I 売上高			44,909,246,462
II 売上原価			24,327,559,169
売上総利益			20,581,687,293
III 販売費及び一般管理費			15,711,205,031
営業利益			4,870,482,262
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金	115,490,698		
受取家賃	698,115,715		
その他	92,938,694		906,545,107
V 営業外費用			
支払利息	11,227,411		
貸貨費用	603,739,801		
その他	77,594,606		692,561,818
経常利益			5,084,465,551
VI 特別利益			
店舗売却益	135,560,269		
受取補償金	40,958,588		
親会社株式売却益	399,047,378		
その他	3,038,902		578,605,137
VII 特別損失			
固定資産除却損	25,316,100		
減損損失	380,168,125		
その他	2,085,773		407,569,998
税金等調整前当期純利益			5,255,500,690
法人税、住民税及び事業税	1,839,559,735		
法人税等調整額	△ 904,138		1,838,655,597
当期純利益			3,416,845,093
非支配株主に帰属する当期純損失(△)			△ 14,174,025
親会社株式に帰属する当期純利益			3,431,019,118